

## インボイス制度特設サイトのリニューアル等について

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）は、令和5年10月から導入され、それに先駆けて本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

国税庁では、インボイス制度に関する周知広報をより一層充実させるため、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、国税庁ホームページでの情報提供、オンライン説明会の開催、コールセンターでの一般相談など、対面によらない施策を充実させることとします。

また、個人事業者の方は、一連の登録申請手続をパソコンだけでなくスマートフォンなどからもe-Taxで行うことができるようにします。

### 1 インボイス特設サイトのリニューアル（別紙1）

本年5月24日（月）に国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトのデザインをリニューアルし、インボイス制度に関する情報等をより見やすく、分かりやすくします。

### 2 オンライン説明会の開催（別紙2）

全国どこからでも誰でも無料で参加できるオンライン説明会を本年6月以降定期的を開催します。

#### ➤ オンライン説明会の概要

- ・ 国税職員がインボイス制度の基本的な仕組みや適格請求書発行事業者の登録申請手続について説明します。また、Q & A機能により質疑も受け付けます。なお、説明内容については、秋以降、実務に即した実践的な内容についても取り扱うことを検討しています。
- ・ 参加の申込みは、インボイス制度特設サイトから申込サイト（外部サイト）にアクセスしていただきオンラインで行っていただきます（各回の定員は100名（先着順））。

#### ➤ 開催日程

第1回目：6月14日（月）

第2回目：6月29日（火）

第3回目以降：7月以降週1回の開催予定

### 3 軽減コールセンターの改称（別紙3）

「消費税軽減税率電話相談センター」については、これまでも軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的な相談を受け付けてきたところですが、本年10月に登録申請の受付が開始され、今後はインボイス制度に関する問合せの増加が想定されることから、インボイス制度に関する相談窓口であることを明確にするため、名称を「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」に改称します。

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

#### **4 e-Taxによる登録申請手続**（別紙4）

本年10月から開始する登録申請について、「e-Taxソフト」のほか、「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」の開発を行っています。「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと個人事業者の方は、スマートフォンやタブレット端末からもe-Taxで登録申請手続を行うことができます。これらのe-Taxソフトは本年10月1日から利用可能となります。

また、登録後に受領する登録通知についても、e-Taxで登録申請した場合には、電子データ(e-Tax)での受領が可能となります。

これにより、登録申請書の提出から登録通知の受領までの一連の手続をe-Tax(電子データ)で完結するペーパーレス手続が実現します。

#### **【連絡先】**

消費税軽減税率制度対応室  
竹中（内線 3513）

# インボイス制度特設サイト（令和3年5月24日改訂）

## 特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

令和5年10月1日  
登録申請書  
受付開始!

※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です!!

全国どこからでも参加可能な  
オンライン説明会に  
ご参加ください!

YouTube  
国税庁動画  
チャンネル

インボイス制度に関するお問合せ先  
インボイス制度に関する一般的なご質問や  
ご相談については、[消費税軽減税率・イン  
ボイス制度電話相談センター](#)で受け付けて  
おります。

**【フリーダイヤル】**  
0120-205-553(無料)

**【受付時間】**  
9:00～17:00(土日祝除く)

税務署にて個別相談(具体的に書類や事実  
関係を確認する必要があるなど電話での回  
答が困難な相談)も受け付けております。

制度の概要

Q&A

取扱適速

申請手続

◎ 国税庁ホームページ | ご意見・ご要望 | 関連リンク | ウェブアクセシビリティ | 利用規約 | 免責事項 | 著作権 | プライバシーポリシー | 国税庁

Copyright © 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

## インボイス制度

# 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

**説明内容** インボイス制度の基本的な仕組みについて

**開催日時** 説明会サイトに掲載（随時掲載）  
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。  
※説明会は45分程度を予定しています。

**定員** 各回100名（先着順）

**費用** 無料（通信費用は実費となります。）

### オンライン説明会とは？

- インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
- チャット機能を利用しての質疑応答を実施します。

## オンライン説明会参加までの流れ

### ステップ1

#### 説明会サイトへのアクセス

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_setsumeikai.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm)」にアクセスしてください。

《インターネット（WEB）のみ申込可能！！》  
※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。

説明会サイトへ



### ステップ2

#### 必要事項の入力

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

### ステップ3

#### 参加案内メールの受信

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

### ステップ4

#### オンライン説明会への参加

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

# 軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の  
登録申請手続に  
ついて知りたい方  
➡ 「1」

帳簿・請求書など  
の記載事項に  
ついて知りたい方  
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・  
インボイス制度に  
ついて知りたい方  
➡ 「3」

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから  
サイトへ



# 登録申請書手続におけるe-Tax対応の概要

インボイスの登録申請手続におけるe-Tax対応の概要は以下のとおりです。

e-Taxソフト(WEB版)



e-Taxソフト(SP版)



e-Taxソフト



電子証明書	必要		
ダウンロード (バージョンアップ)	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	<p>問答形式 (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの)</p> <p>画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ</p> <p>申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面 (「はい」、「いいえ」のいずれかを選択)</p> <p>選択結果に応じて画面遷移</p>		<p>帳票形式</p> <p>書面と同様に各項目に入力するイメージ</p>
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。